

平成28年7月28日

広島大学教職員組合執行委員長

難波博孝様

広島大学長

越智光夫

「広島大学3＋1プログラム（2016年度受入）」に関する要求について（回答）

2016（平成28）年7月11日付けで要求のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

I. 「3＋1プログラム」による留学生の受け入れについて

1. 「3＋1プログラム」による留学生の受け入れ要望については、該当教員の申し出により断ることができることを要求する。

（回答）

個々の教員が置かれた状況により、師事を受け入れることができない事情があることは、想定しており、本プログラムを企画するに当たり、事前に想定した典型的な事例としては、以下のことを挙げております。

- ① 学生の研究計画と、指導を希望された教員の専門分野が合致していない場合
- ② 指導を希望された教員が、既に、指導すべき多くの学生を抱えており、これ以上は十分な研究指導が行えないと判断される場合
- ③ 指導を希望された教員が、長期の海外出張など、長期に不在にすることが、既に分かっている場合

よって、このような事情があった場合には、受け入れを行わないことはやむを得ないと考えています。

2. 上記1で該当教員が受け入れ要望を断った場合、当該教員について不利益扱いを行わないことを要求する。

（回答）

上記1のような正当な事由があり、受入れに至らなかった場合、そのことによって不利益な扱いを行わないように関係部署に連絡をいたします。

Ⅱ. 「3＋1プログラム」に関するその他の要求等

1. 「3＋1プログラム（2016年度受入）」の決定について

- (1) 2016年6月21日教育研究評議会において「議事 9. 広島大学3＋1プログラムの実施について」が学長より提案され、当該資料の「1. 提案理由」では「全学的な事業となることから、事業の計画について、教育研究評議会で審議いただきたい」と記載されている。

それでは、この「広島大学3＋1プログラム」の実施が最終的に決定されたのは、いつのいかなる会議であるかの説明を求める。

(回答)

本プログラムについては、5月17日開催の部局長等意見交換会において事業の概要説明を行った後、6月21日開催の教育研究評議会で実施について承認され、最終的に決定しました。

- (2) 2016年6月21日教育研究評議会の「議事 9. 広島大学3＋1プログラムの実施について」の資料に「広島大学3＋1プログラム（2016年度受入）募集要項」があるが、その3ページ下段に「1 2. 日程」が記載されている。この「1 2. 日程」によれば、「広島大学への申請書類提出期限【出願書類（電子データ）】」は「2016年6月26日」となっている。

それでは、この「3＋1プログラム」の相手大学等へ当該「広島大学3＋1プログラム（2016年度受入）募集要項」の案内（送付）を行なったのはいつからであるかの説明を求める。

(回答)

6月21日の教育研究評議会終了直後に相手大学等に送付しております。

- (3) 「3＋1プログラム」による受入留学生を指導するのは各部局等の大学教員であるが、当該プログラムはまったく新しい事業であり、したがって、使用者として、新たな業務が負荷される可能性のある現場の大学教員に対して事前に事業内容を丁寧に説明し、その意見等を集約した上で、必要な修正等を行なって、同意を得ようと努力することが求められる。それでは、各部局等の大学教員に対して、いつ、どこで、誰が事業内容を説明し、その意見等を集約したのか、部局等の単位ごとに説明することを求める。

(回答)

本プログラムについては、全学の共通認識及び実施に関する多様な課題解決を図るため、各部局等から選出された教員で構成した「3+1WG」を設置（第1回WG：6/16）して検討を行いました。

また、WG委員の求めに応じ、以下の2部局の教員会に赴き説明し、意見交換を行っております。

- ・ 6月16日：教育学研究科
- ・ 6月24日：総合科学研究科

なお、部局長等に対しては、5月17日の部局長等意見交換会及び6月21日の教育研究評議会で説明を行っております。

加えて、現在、小職及び副学長等で各部局の教授会を訪問しておりますが、その際に、本プログラムに関する説明を行っております。

2. 「3＋1プログラム」の内容について

- (1) 広島大学の学部生や通常の留学生の場合と比較してその学習・教育期間は極端に短いですが、それでは、それらの学部生や留学生と比較して、「3＋1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準をどのように想定しているのかの説明を求める。

(回答)

このプログラムの留学生は、「特別聴講学生」であるため、修学時の成績や卒業論文の達成水準を、学部の正規課程に在籍する学生と単純に比較することはできません。卒業論文の指導については、派遣元の大学が求める水準や分量を満たすことを想定しております。

(2) 上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3＋1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準が異なる場合、広島大学が行なう修得単位認定や卒論指導において、事実上、二重基準（ダブルスタンダード）が生じることになるが、その問題をどのように考えているのかの説明を求める。

（回答）

単位の認定については、本プログラムの特別聴講学生も正規の学部生も同じ基準で評価、認定することとなります。

なお、卒論指導については、正規の学生と同じ卒論関連科目を履修するのではなく、別の授業科目を開設し指導することを検討しています。

(3) 上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3＋1プログラム」による留学生の修学及び卒論の達成水準が異なる場合、「3＋1プログラム」による留学生を担当する指導教員は、これまで広島大学の学部生や通常の留学生に対して単位認定等を行なう際にそれぞれの修学及び卒論の目標達成水準を有して来たが、「3＋1プログラム」による留学生に対してそれと異なる達成水準で単位認定や卒論指導をする矛盾を抱えることになる。この問題をどのように考えているのかの説明を求める。

（回答）

成績評価や単位認定については、正規の学部生や留学生と同じ基準で行うこととなります。

なお、卒論指導については、上記(2)のとおり、別の授業科目を開設し指導することを検討しています。

(4) 「3＋1プログラム」による留学生の広島大学在籍期間は3タームと短い。また、当該留学生が広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識は問わないこととされていると聞く。そうであれば当然のこととして、「3＋1プログラム」による留学生を指導することとなった教員が当該留学生の卒論指導に真摯に取り組んだが、当該留学生は留学期間が終了するまでに不十分な水準の卒業論文しか作成できない場合があり得る。これは必然的な結果であるが、この場合、何かの責任問題が発生する否かの説明を求める。

また、責任問題が発生する場合、それは誰に（あるいは、どこに）どのような責任が生じ、その理由は何であるかの説明を求める。

（回答）

広島大学の教員が、十分な指導を行ったにも拘らず、卒業論文の水準が向上しないという事態が生ずることは考えられますが、そうした場合、学生本人や先方の大学との間にトラブルを生じさせないよう、派遣元の指導教員との間で、連絡を取り合い対応するようにしたいと考えています。

(5) 既述したように、「3＋1プログラム」による留学生の広島大学在籍期間は3タームと短く、また、当該留学生が広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識は問わないこととされていると聞く。それでは、上記(1)において広島大学の学部生や通常の留学生と「3＋1プログラム」による留学生の修学の達成水準を同水準とする場合、受講する専門教育科目等の成績が合格ラインに達せずに「不可」判定となることが十分にあり得るが、このとき、何かの責任問題が発生するか否かの説明を求める。また、責任問題が発生する場合、それは誰に（あるいは、どこに）どのような責任が生じ、その理由は何であるかの説明を求める。

（回答）

広島大学の教員が、十分な指導を行ったにも拘らず、学生が十分な成績を修められなかったという事態が生ずることは考えられますが、そうした場合、上記(4)と同様に、学生本人や先方の大学との間にトラブルを生じさせないよう、派遣元の指導教員との間で、連絡を取り合い対応するようにしたいと考えています。

- (6) 2016年6月21日教育研究評議会の「議事 9. 広島大学3+1プログラムの実施について」の資料の「広島大学3+1プログラム(2016年度受入)募集要項」の冒頭に、「中国の大学では本学で修得した単位の認定を行い」とあり、他方、同評議会の資料である「日本国広島大学と●●●国○○○大学との間の「3+1プログラム」実施に関する附属書」には「8 ○○○大学は、自身の規則や手続きに従い、プログラムへの参加学生が広島大学で取得した単位を互換するよう努める」と記載されている。

つまり、前者は「認定を行い」との決定事項で、後者は「努める」との努力義務になっているが、これは「3+1プログラム」による留学生にとっては、したがって、当該留学生の指導教員にとっても由々しき問題であり、その不整合について説明を求める。

(回答)

募集要項の記述は、このプログラムの基本的な仕組みを、志願者にも簡潔に説明するための記述の一部です。

一方、附属書の条文は、派遣元の大学において、広島大学で取得した学業成績の全てを、修了に必要な単位として認定することを求めるものではないことを大学間で事前に取り決めるものです。

よって、双方の記述に不整合は生じていないものと考えております。

3. 大学教員の「3+1プログラム」による留学生の受け入れについて

- (1) 「3+1プログラム」により広島大学への留学を希望する留学生について、広島大学において受講しようとする専門教育科目に関する知識水準(専門領域の能力水準)の問題から、当該留学生が希望する指導教員はその受け入れを拒否できるか否かの説明を求める。

また、受け入れを拒否できない場合は、それは何故かの理由説明を求める。

(回答)

留学生の受け入れの可否については、書類選考を通過した志願者について、スカイプを使用した面接審査を実施することとしており、指導を希望されている教員も、その面接への参加を依頼しているところです。専門知識の水準に関しては、面接審査の結果により判断することとしております。

- (2) 聞くところによれば、「大学教員の卒論指導人数が既に最大に達している場合は、『3+1プログラム』による留学生は受け入れなくてもよい」との説明を当組合組合員が受けたとのことである。

この説明は正しいか否かの回答を求める。

また、この説明が正しい場合、「大学教員の卒論指導人数が最大」であるとは具体的に当該人数は何人であるかを、その基準ごとにすべて説明することを求める。

(回答)

具体的に、卒業論文の指導を行っている学生の人数を、受け入れの判断基準とする説明を行ったことはありません。

- (3) 上述の(1)及び(2)並びに日本語能力試験N1合格等の日本語能力の水準問題以外で、「3+1プログラム」による留学生が広島大学で専門的な勉強をする準備・条件が整っていない、あるいは、受け入れによって広島大学の学生に対する教育に支障が生じるなどの事情がある場合は、当該留学生の受け入れ拒否は可能であることの確認を求める。

(回答)

個々の教員が置かれた状況により、師事を受け入れることができない可能性を想定していることは、上記「Iの1.」で説明しているとおりです。

4. 広島大学森戸教育学院について

- (1) その設置はいつ、どこで行なわれたのか。また、いつから実際に稼働しているか。
- (2) その組織構成はどうなっているか。
- (3) 「3＋1プログラム」による留学生以外で、当該学院に係る教職員は誰か（個人名は無くても可）、また、当該学院の責任者は誰か（個人名は無くても可）。
- (4) その具体的な活動内容は何か。
- (5) 当該学院における権限と責任は何か。

（回答）

現在、「森戸教育学院」に関しては組織の実体があるわけではなく、3＋1プログラムにおける特別聴講学生を受け入れる際のポータル的な位置付けです。

5. 「3＋1プログラム」の提携大学等について

- (1) 「3＋1プログラム」の提携先の大学等について、そのすべての大学名等を開示することを要求する。
- (2) 2016年6月26日を「広島大学への申請書類提出期限【出願書類（電子データ）】」とした受け付けにおいて、どこの大学等から、広島大学のどこの学部・専門分野に、何名の申し込みがあったかを、具体的に示すことを要求する。

（回答）

提携先の大学等名や受入れ人数等の学内への報告について、諸会議での実施も含めて、現在検討しております。